

2024年7月4日

アウトライン

- 本回覧は、国際グループが TradeGo User Agreement の第 2 版を承認したことをお知らせするものです：TradeGo User Agreement (2024.06.12)

メンバー各位

電子商取引(ペーパーレス・トレーディング) – TradeGo PTE.LTD (TradeGo eBL): 第 2 版 TradeGo User Agreement (2024.06.12) の承認

メンバーの皆様は回覧 01/23: 国際グループによる TradeGo User Agreement (2022.12.15) (以下「User Agreement」)の承認をご参照ください。なお、従来の User Agreement もクラブのてん補対象として、引き続き IG の承認は継続します。

本回覧は、国際グループが TradeGo User Agreement の第 2 版を承認したことをお知らせするものです: TradeGo User Agreement (2024.06.12) (以下「第 2 版 User Agreement」)

最も大幅な変更点は、User Agreement における電子船荷証券の枠組みに加え、第 2 版 User Agreement では相互運用性、すなわち第三者プラットフォーム間で電子船荷証券の授受が可能になったことです。また、第 2 版 User Agreement では利用者が相互運用性検討の要望を出すことを想定しており、TradeGo は第三者プラットフォームプロバイダーと相互運用性に関するプラットフォーム間協定の締結を目指すと予想しています。なお、紙媒体の船荷証券と同等な法的有効性を認められた電子船荷証券のみが相互運用の対象となります(「MLETR e-bills」)。

国際グループ加盟クラブの約款では、貨物の運送に関するその他のてん補除外規定は、承認済みのすべての電子商取引システムに対して、紙の船荷証券と同様に適用されます。これら免責事項の中には、運送契約で定めた港または場所以外での貨物の荷揚げ、先日付または後日付の電子文書/記録の発行/作成、譲渡可能な電子文書/記録の提示なしでの積荷の引き渡しが含まれており、承認された電子商取引システムを使用した場合であっても、当該システムの規則に従わない積荷の引き渡しによって生じた責任なども、てん補から除外されます。

国際グループのすべてのクラブは同様の回覧を発行しています。

UK P&I クラブ 日本支店 記